

「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2025年度）」  
「容量確保契約約款」  
に関する意見募集  
補足説明資料

2021年4月  
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、  
意見募集の対象ではありません。

ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所
3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

# 1. 今回の意見募集対象文書

2

- 今回の意見募集対象文書は「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2025年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

| 関連文書等        |                                        | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 容量市場<br>関連文書 | 容量市場<br>募集要綱<br>※1※2                   | <ul style="list-style-type: none"><li>容量市場へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定<br/>(様式1) 容量市場への参加登録申請に伴う誓約書<br/>(様式2) 期待容量等算定諸元一覧<br/>(様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
|              | 容量確保<br>契約書<br>※1※3                    | <ul style="list-style-type: none"><li>容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              | 容量市場<br>業務マニュアル<br>※1※2                | <ul style="list-style-type: none"><li>参加登録申請の手順、提出書類等について記載</li><li>メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編<br/>・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載</li><li>実需給前に実施すべき業務（全般）編<br/>・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源でない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載</li><li>電源等差替編<br/>・電源等差替の手順、提出書類等について記載</li><li>その他は順次発行予定<br/>・実効性テスト編、追加オークションの参加登録編、追加オークション・容量確保契約編、アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量抛出金編、等</li></ul> |
|              | 容量市場<br>システム<br>マニュアル※3                | <ul style="list-style-type: none"><li>容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載</li><li>その他は順次発行予定<br/>・実効性テスト、容量停止計画管理、等</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|              | 容量市場<br>メインオークション<br>募集要綱              | 容量市場へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定<br>(様式1) 容量市場への参加登録申請に伴う誓約書<br>(様式2) 期待容量等算定諸元一覧<br>(様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|              | その他は順次発行予定                             | 追加オークション募集要綱、特別オークション募集要綱、等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|              | 契約書                                    | 容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              | 容量確保契約約款                               | 容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              | メインオークションの<br>参加登録編                    | 参加登録申請の手順、提出書類等について記載                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|              | メインオークションへの応札・<br>容量確保契約書の締結編          | メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|              | 実需給前に実施すべき業務<br>（全般）編                  | 余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源でない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|              | 電源等差替編                                 | 電源等差替の手順、提出書類等について記載                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|              | その他は順次発行予定                             | 実効性テスト編、追加オークションの参加登録編、追加オークション・容量確保契約編、アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量抛出金編、等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|              | 事業者情報・電源等情報登録<br>期待容量登録・応札・契約<br>電源等差替 | 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|              | その他は順次発行予定                             | 実効性テスト、容量停止計画管理、等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

今回意見募集対象

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

- 今回の意見募集対象となる「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2025年度）」と「容量確保契約約款」の案では、2021年度オークションの見直し検討（※）の反映や記載の明確化等を行っています。

※：容量市場の2020年度メインオークション（対象実需給年度：2024年度）の結果を踏まえ、2021年度オークション（対象実需給年度：2025年度）に向けた見直し検討が、これまで容量市場の在り方等に関する検討会、および制度検討作業部会（国の審議会）において進められています。

# (参考) 2021年度メインオークションのスケジュール概要

4

■ 説明会、事業者が行う手続き、その他関連イベントも含めたスケジュールは以下を予定しています。



## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所 反映箇所一覧(1/2)

### 見直し検討案

### 募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

#### 供給力の 管理・確保

- メインオークションでの調達量の考え方
  - メインオークションの調達量から減少させた上で、基本的には追加オークションで調達する。
- 追加オークションの約定方法
  - 追加オークションでの調達量については、発動指令電源で1%、安定電源で1%を基本としつつ、需要や供給力変動、実効性テストの結果等を踏まえた上で決定する。
- 発動指令電源の調達上限
  - 発動指令電源の調達上限容量については、現行の3%から全体として4%に拡充する。
  - メインオークションでの調達上限容量は初回オークションの調達上限と同様の3%とする。

第1章 はじめに  
2.容量市場におけるオークションの種類  
第6章 落札電源および約定価格の決定方法  
3.需要曲線の概要

第1章 総則  
第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催 第1項

第6章 落札電源および約定価格の決定方法  
1.落札電源の決定方法（1）エ

なし

#### 入札価格の妥当性の 確保（事前監視）

- 事前監視
  - 個別の入札価格があらかじめ定められたルールに従って適切に算定され、価格つり上げのような不当な行為がなされていないことを担保する仕組みとして、電力・ガス取引監視等委員会による事後監視のほかに、事前監視を実施する。

第5章 応札方法  
1.応札方法（13）

なし

#### 小売事業環境の 激変緩和

- 経過措置
  - ①電源等の経過年数に応じた減額と②入札価格に応じた減額とする。
  - ①の減額は7.5%、②の減額は約定価格の18.0%とする。（対象実需給年度：2025年度）

第7章 契約条件  
1.容量確保契約金額  
2.容量確保契約金額の算出に関する経過措置

附則（2021年●月●日）  
第1条 適用対象  
第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置  
第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

#### 情報公開

- 公表方法
  - 個別電源毎に、事業者名（容量提供事業者名）、電源ID（応札単位の附番）、落札容量を公表する。

第6章 落札電源および約定価格の決定方法  
4.約定結果の公表

第5章 一般条項  
第29条 守秘義務 第1項第6号

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所 反映箇所一覧(1/2)

### 見直し検討案

### 募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

#### カーボンニュートラルと の整合性確保

- 対象の判断基準
  - 非効率な石炭火力の対象範囲は、入札時点で定まっている設計効率を基本とする。
  - 設計効率は超々臨界（USC）並みの設計効率42%以上／未滿を基準とする。
- 減額の閾値、減額率
  - 減額の閾値を設備利用率50%とし、設備利用率50%超の電源の減額率を20%とする。
  - 20%の減額を除いた金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行う。

第4章 参加登録  
3.電源等情報の登録 （1）（5）

なし

第7章 契約条件  
1.容量確保契約金額  
4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ  
4-2（1）ア（エ）、（2）ア（エ）、（3）ア（エ）

第2章 容量確保契約金額  
第7条 容量確保契約金額の算定 第4項

第3章 権利および義務  
第17条 実需給期間中のリクワイアメント 第1号(4)  
第18条 実需給期間中のアセスメント 第1項第1号(4)  
第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ 第1項第1号(4)  
第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限 第2項

附則（2021年●月●日）  
第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 第10項

#### その他 （上記以外の整理）

- FIP電源の扱い
  - FIP電源は容量市場の参加対象外とする。
- 約定処理における整理
  - 同一価格の入札が生じた場合の扱い
  - 需要曲線と供給曲線が交差しない場合の扱い
  - 「FIT電源等の期待容量」に織込む容量の扱い
  - 供給信頼度やブロック構成の考え方

第3章 募集概要  
3.募集内容 （5）カ（イ）

第3章 権利および義務  
第12条 市場退出 第1項第10号

第6章 落札電源および約定価格の決定方法  
1.落札電源の決定方法  
2.約定価格の決定方法

なし

#### 見直し検討案

- メインオークションでの調達量の考え方
  - H3需要の2%分をメインオークションの調達量から減少させた上で、基本的には追加オークションで調達する。
  - 需要曲線の中で、FIT電源等の期待容量に加えて、追加オークションに分ける量を織り込む。
- 追加オークションの約定方法
  - 追加オークションでの調達量については、発動指令電源で1%、安定電源で1%を基本としつつ、需要や供給力変動、実需給年度の2年前に実施される発動指令電源の実効性テストの結果等を踏まえた上で、追加オークションで調達する量を決定する。

#### 募集要綱・約款への反映内容

- メインオークションで全ての供給力を調達するとの表現を修正し、必要な供給力を調達するとした。なお、具体的な調達量については需要曲線の公表時に決定する。【募集要綱・約款】
- 追加オークションは、メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に実施するとした。【募集要綱・約款】
- メインオークションの需要曲線の概要に、追加オークションに分ける量を織り込むとした。【募集要綱】



## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所 主な変更内容「オークションでの調達量」(2/6)

供給力の管理・確保

8

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第1章 はじめに

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

#### 2. 容量市場におけるオークションの種類 (略)

|      |                           |                                                                                                      |
|------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 容量市場 | 容量オークション<br>(右記オークションの総称) | メインオークション<br><u>実需給年度</u> の4年前に実施する。<br>追加オークション<br>必要に応じて実需給年度の1年前に実施する。<br>調達オークションとリリースオークションがある。 |
|      | 特別オークション                  | 安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。                                                                     |



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

#### 2. 容量市場におけるオークションの種類 (略)

|      |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 容量市場 | 容量オークション<br>(右記オークションの総称) | メインオークション<br><u>メインオークションで募集する供給力(※)を調達するため、実際に供給力を提供する年度(以下「実需給年度」という)の4年前に実施する。</u><br><u>※「第6章3. 需要曲線の概要」に定める目標調達量(需要曲線と共に公表)により決定する</u><br>追加オークション<br><u>メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>調達オークション</u><br/>必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。</li><li>・ <u>リリースオークション</u><br/>必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量を売却する容量提供事業者を募集する。</li></ul> |
|      | 特別オークション                  | 安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所 主な変更内容「オークションでの調達量」(3/6)

供給力の管理・確保

9

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 3. 需要曲線の概要

- (3) 本オークションにおける調達量は、上記(1)の目標調達量から、FIT電源および本機関の業務規程第33条に基づく電源入札制度を活用した電源の期待容量の合計を差し引いて算定し、別途公表します。



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 3. 需要曲線の概要

- (3) 上記(1)の目標調達量には、FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源の期待容量の合計(以下、「FIT電源等の期待容量等」)を織り込みます。具体的な数値の公表時期は上記(2)と同様となります。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること(供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの)を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFITおよび非FIT分の供給力をFIT電源等の期待容量に織り込みます。
- a. FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合
  - b. 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合(この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア(ブロック)の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします。)

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「オークションでの調達量」(4/6)

<補足>

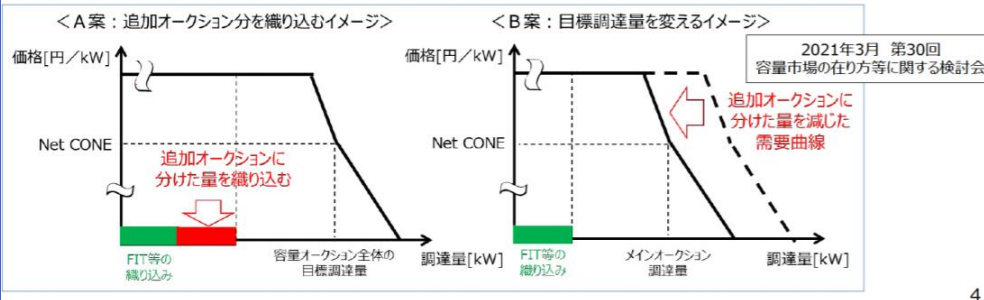
供給力の管理・確保

10

第49回制度検討  
作業部会資料より

#### 供給力の管理・確保に関する論点（1/2）

- 前回の本部会では、供給力の管理・確保について、事務局よりこれまでの意見を踏まえた分割の案を示し、ご議論いただいた。
- 具体的には、目標調達量であるH3需要の112.6%のうち2%分をメインオークションの調達量から減少させた上で、その分は基本的には追加オークションで調達することとして整理を行った。
- また、メインオークションの需要曲線の設定方法については、第30回容量市場の在り方等に関する検討会（3月16日）において、追加オークションで調達する量の設定は、以下のA案とB案の2つの方法で議論が行われた。
  - － A案：需要曲線の中で、FIT電源等の期待容量に加えて、追加オークションに分ける量を織り込む
  - － B案：目標調達量より追加オークションに分ける量を減じて、新たな需要曲線を作成する



4

#### 供給力の管理・確保に関する論点（2/2）

- A案とB案の違いとしては、A案については追加オークションで調達する量をFIT電源の扱いと同様に需要曲線に織り込むものであり、従前の供給信頼度基準を用いるなど現在の約定処理の仕組みを用いることが可能であるのに対して、B案については調達量を縮減する形となり、その結果として、約定処理に用いる供給信頼度基準を変更する必要があるなど、新たな措置の検討が伴うものとなる。
- 先日の容量市場検討会では、これまでの議論と整合的であること、また、B案は上記のようなデメリットがあることなどを踏まえて、A案が支持された。
- その検討を踏まえて、2021年度オークション（実需給2025年度）においては、需要曲線の中で、FIT電源等の期待容量に加えて、追加オークションに分ける量（2%）を織り込むこととしてはどうか。

2021年3月 第30回  
容量市場の在り方等に関する検討会

| 現在の約定処理方法<br>(市場分断の判断)                            | A案：追加オークション分を織り込んだ<br>供給信頼度基準により市場分断                                                               | B案：追加オークション分を控除した<br>供給信頼度基準により市場分断                                                                     |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 供給信頼度基準0.048[kWh/kW・年] <sup>※1</sup> を満たす必要供給力を調達 | ・供給信頼度基準は、0.048[kWh/kW・年] <sup>※1</sup> を用いる                                                       | ・供給信頼度基準は、追加オークション分の調達量を減じた基準値で設定                                                                       |
| メリット                                              | ・現在の約定処理の仕組みを用いることが可能                                                                              | ・追加分を減じた需要曲線を用いて、エリア分断処理を行い、その結果が数値で表される                                                                |
| デメリット                                             | ・追加オークション分を見込みで加えた約定結果（仮数値）は、供給信頼度の不足のおそれを正しく表していない<br>・追加オークション分（X%）の各エリアへの配分は、何かにもとづいて一律とせざるを得ない | ・供給信頼度基準の0.048に変わって、新たな数値を示すこととなり、基準がわかりにくくなる<br>・約定処理の仕組みに新たな基準を織り込んでエリア分断等の処理等を行うことになる（間便な整理では実現が困難か） |

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「オークションでの調達量」(5/6)

<補足>

供給力の管理・確保

11

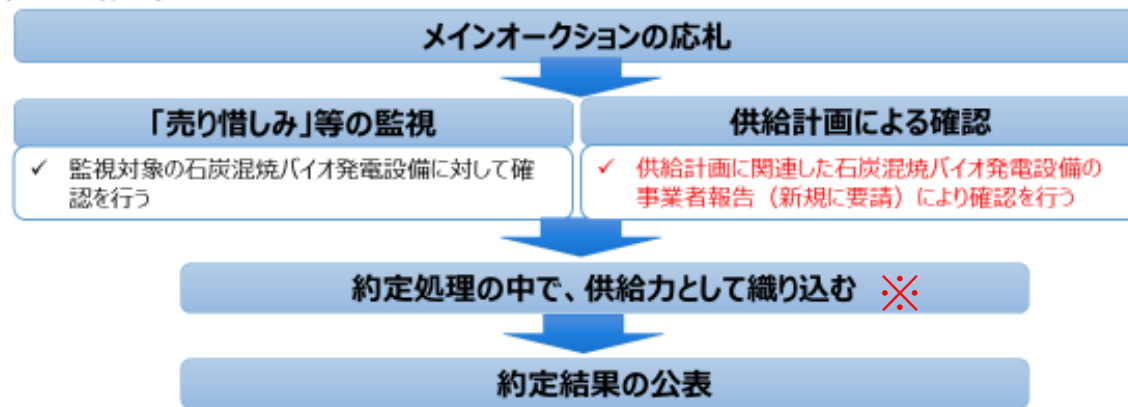
### 3. 前回のご意見、および応札していない電源の対応方法

#### (1) <A-1> FIT認定を予定している電源

第29回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

- 石炭混焼バイオマス発電設備のうち、監視対象の電源については、応札後・結果公表前に、監視等委による監視が実施されるため、応札後に確認して織り込むことが可能と考えられる。
- 上記に加え、FIT制度の適用を想定して応札しなかった石炭混焼バイオマス発電設備は、供給計画で対象※を確認することにより、供給力として織り込むことが可能と考えられる。ただし、現行の供給計画では電源別の内訳が確認できないため、供給計画提出において新たな確認を事業者を求めることが必要となる。（※計画未定や、設備容量が小さい等により、供給計画において確認ができない設備は対象外とする）
- ついては、応札しなかった石炭混焼バイオマス発電設備を把握する仕組みとして、監視対象の電源と、供給計画で確認された電源から対象を特定し、供給力として織り込むこととしてはどうか。

<フローのイメージ>



※検討会での議論により、FIT制度適用を想定して応札しなかった場合に加えて、「非落札」となった場合も、FIT適用を継続するものと考え供給力として織り込むと整理した。



## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「オークションでの調達量」(6/6)

<補足>

供給力の管理・確保

12

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【約款】 第1章 総則

##### 【約款】

##### <変更前>

###### 第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催

1. 本機関は、実需給年度の想定需要や第12条に示す市場退出の発生状況等を考慮し、必要がある場合には、実需給年度の1年度前において、以下の各号に掲げる追加オークションを実施する場合があります。

###### ①調達オークション

メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で電源等を募集するオークション

###### ②リリースオークション

メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本契約に定められた容量を売却する電源等を募集するオークション

##### 【約款】

##### <変更後>

###### 第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催

1. 本機関は、実需給年度の想定需要や第12条に示す市場退出の発生状況等を考慮し、必要がある場合には、実需給年度の1年度前において、以下の各号に掲げる追加オークションを実施する場合があります。

###### ①調達オークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークション

###### ②リリースオークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した本契約に定められた容量を売却する容量提供事業者を募集するオークション

#### 見直し検討案

##### ■ 発動指令電源の調達上限と調整係数

- 発動指令電源の調達上限容量については、現行の3%から全体として4%に拡充する。
- メインオークションでの調達上限容量は初回オークションの調達上限と同様の3%とし（上限に達しなかった場合には他の電源区分の電源を調達）、追加オークションでは拡充分の1%を上限として確保する。
- 追加オークションで拡大する枠に絞って調整係数を詳細化する。
- 発動指令電源全体の調整係数については適切に見直していく。

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 発動指令電源の調達上限容量は、メインオークションにおいて、落札電源の決定方法をエリア需要の3%に応じて処理するとした。なお、具体的な調達上限容量については需要曲線の公表時に決定する。  
【募集要綱】

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

##### 【募集要綱】

##### <変更前>

- 1. 落札電源の決定方法
  - (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
  - (略)
  - エ 発動指令電源については調達上限容量を定め別途公表いたします。



##### 【募集要綱】

##### <変更後>

- 1. 落札電源の決定方法
  - (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
  - (略)
  - エ 発動指令電源については、メインオークションにおける調達上限容量を定め別途公表いたします。

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「事前監視」(1/2)

入札価格の妥当性の確保（事前監視）

15

#### 見直し検討案

- 個別の入札価格があらかじめ定められたルールに従って適切に算定され、価格つり上げのような不当な行為がなされていないことを担保する仕組みとして、電力・ガス取引監視等委員会による事後監視のほかに、事前監視を実施する。
  - (1) 対象事業者
    - 事前監視の対象は市場支配的事業者とする（2021年度（実需給2025年度）オークションにおいては500万kW以上の発電規模を有する事業者）
  - (2) 基準価格
    - 事前確認対象を決定するための基準価格については、前年度のNetCONE
  - (3) 手続
    - 事前監視の期間は昨年の実績も踏まえて、2か月間とする（事前監視期間中の諸元の変動は、特段の事情がある場合、事前監視完了の一定期間前まで受付ける）
    - 事前監視の実施状況については、応札後に確認することとし、事前監視の結果と整合しない場合には、必要な手続きを踏まえた上で、応札を取り消す

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 電力・ガス取引監視等委員会による事前監視の結果の通知にもとづき、市場支配的事業者が事前監視で確認された価格を上回る価格で応札していた場合、及び事前監視を受けずに前年度の指標価格を超える価格で応札した場合は、応札の受付期間終了後に応札を取り消すとした。【募集要綱】



## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「事前監視」(2/2)

入札価格の妥当性の確保（事前監視）

16

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第5章 応札方法

##### 【募集要綱】

##### <変更前>

1. 応札方法  
(新設)

##### 【募集要綱】

##### <変更後>

1. 応札方法
- (1 3) 容量市場において市場支配力を有する事業者(※1)が、事前に電力・ガス取引監視等委員会から確認を得た価格を超えて応札した場合、または基準価格(※2)を超えて事前に確認を得ずに応札した場合は、特段の事情がない限り、電力・ガス取引監視等委員会によって、当該応札は取り消しの対象と判断されます。なお、電力・ガス取引監視等委員会が、応札電源の中から監視対象電源を選定し、その事実関係を確認したうえで、取り消しの対象にあたると判断した場合は、当該事実等が参加登録申請者及び本機関に通知され、本機関は当該通知をもって対象の応札を取り消します。
- ※1：実需給年度が2025年度の容量オークションにおいては500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。
- ※2：前年度のメインオークションにおける指標価格とする。

#### 見直し検討案

##### ■ 減額の規模感、経年と価格減額の割合

- ①電源等の経過年数に応じた減額と②入札価格に応じた減額とする。
- ①の減額は7.5%、②の減額は約定価格の18.0%とする。（対象実需給年度：2025年度）
- 約定価格が2段階となる②の斜線部分については、シングルプライスで約定する。
- 激変緩和措置については時限的に支払額を減額するものであり、段階的にその減額を縮減していく。（2030年には当該措置を終了させる。）
- 2030年に当該措置を終了するまでの、毎年度の係数を決める。
- 経過措置と同様に、安定電源と変動電源（単独）を対象とする。
- 全国約定価格は需要曲線と供給曲線の交点、各エリアのエリアプライスはエリア分断処理結果の価格水準とする。また、市場競争が限定的な場合の措置は変更なし。

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 小売事業環境の激変緩和措置を講じた容量確保契約金額の算出に関して、2025年度以降の算定方法や経過措置に関する係数を記載した。【募集要綱・約款】

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所 主な変更内容「支払額の減額」(2/13)

小売事業環境の激変緩和

18

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第7章 契約条件

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 1. 容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる予定の金額をいいます。  
約定価格（円/キロワット）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（キロワット）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$= \frac{\text{約定価格（円/キロワット）} \times \text{容量確保契約容量（キロワット）}}{\text{経過措置係数（※1）}} \\ - \text{調整不調電源に科される経済的ペナルティ（円 ※2）}$$

※1：「本章2 経過措置対象電源」を参照

※2：「本章3-2 安定電源（1）」および「本章3-3 変動電源（単独）（1）」を参照

#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 1. 容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいいます。  
契約単価（円/キロワット）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（キロワット）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$= \frac{\text{契約単価※1} \times \text{契約容量}}{\text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※2}} \\ - \text{調整不調電源に科される経済的ペナルティ※3}$$

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：「本章2 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照。

※3：「本章4 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」を参照。

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第7章 契約条件

##### 【募集要綱】

##### <変更前>

#### 2. 経過措置対象電源

- (1) 経過措置対象電源は、2010年度末までに建設された安定電源および変動電源（単独）とします。なお、2011年度以降に、経過措置対象電源が増出力した場合、増出力分についても経過措置対象とします。

- (2) 経過措置対象電源の経過措置係数は0.58（控除率は0.42）とします。なお、経過措置対象電源以外の電源は経過措置係数を1とします。



##### 【募集要綱】

##### <変更後>

#### 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

- (1) 安定電源および変動電源（単独）に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。

#### ア 2010年度末までに建設された電源

なお、2011年度以降に上記の対象電源が増出力した場合、増出力分についても控除の対象とします。

ただし、2011年度以降から電源等情報登録前までに、同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新し、本機関が認めた場合については、経過措置対象外とする場合があります。この場合、設備更新の内容および時期等が分かる資料（国または国の関係機関に届出等されたものに限る）を提出していただきます。

イ メインオークション応札時の応札価格が、約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源

- (2) 上記（1）アについて、1 計量単位に経過措置対象電源（ユニット）と経過措置対象外電源（ユニット）が混在する場合には、電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第7章 契約条件

##### 【募集要綱】

##### <変更前>

#### 2. 経過措置対象電源

- (3) 1 計量単位に経過措置対象電源（ユニット）と経過措置対象外電源（ユニット）が混在する場合には、経過措置対象電源の控除率を考慮して、設備容量にて加重平均して計量単位での経過措置係数を算定します。

(新設)



##### 【募集要綱】

##### <変更後>

#### 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

- (3) 上記（１）アに対する電源等の経過年数に応じた控除額係数に、（１）イに対する入札内容に応じた控除額係数を乗じたものを、経過措置控除係数とします。
- (4) 上記（１）アに対する電源等の経過年数に応じた控除並びに電源等の経過年数に応じた控除額係数、および（１）イに対する入札内容に応じた控除並びに入札内容に応じた控除額係数については、容量確保契約約款の附則（2021年●月●日）の第2条にて規定します。

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所 主な変更内容「支払額の減額」(5/13)

小売事業環境の激変緩和

21

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年●月●日）

【約款】

<変更前>

(新設)

【約款】

<変更後>

第1条 適用対象

本附則は対象実需給年度が2025年度以降の容量確保契約に適用するものとします。



## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所 主な変更内容「支払額の減額」(6/13)

小売事業環境の激変緩和

22

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年●月●日）

【約款】

＜変更前＞

(新設)

【約款】

＜変更後＞

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

対象実需給期間が2025年度以降の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、またはメインオークション応札時の応札価格が約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源またはその両方の場合となります。

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「支払額の減額」(7/13)

小売事業環境の激変緩和

23

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年●月●日）

【約款】

<変更前>

(新設)

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除 には、  
「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた  
控除 」があります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010  
年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応  
じた控除」は、メインオークション応札時の応札価格が約定  
価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格 以下 の  
電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経  
過措置における控除額は次の算式に基づき算定された金額と  
します。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額  
＝契約単価※1 × 契約容量 × (1－経過措置控除係数) ※2

経過措置控除係数  
＝電源等の経過年数に応じた控除額係数×入札内容に応じた控  
除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数＝ (1 － 電源等の経過年  
数に応じた控除率)

※1：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札  
容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定し  
たもの

※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額  
の算定で円未満を切り捨て

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「支払額の減額」(8/13)

小売事業環境の激変緩和

24

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年●月●日）

【約款】

＜変更前＞

(新設)

【約款】

＜変更後＞

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。

実需給期間が2025年度 . . . 7.5%

実需給期間が2026年度 . . . 6.0%

実需給期間が2027年度 . . . 4.5%

実需給期間が2028年度 . . . 3.0%

実需給期間が2029年度 . . . 1.5%

3. 入札内容に応じた控除率係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は100%とします。

実需給期間が2025年度 . . . 82.0%

実需給期間が2026年度 . . . 85.6%

実需給期間が2027年度 . . . 89.2%

実需給期間が2028年度 . . . 92.8%

実需給期間が2029年度 . . . 96.4%

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「支払額の減額」(9/13)

小売事業環境の激変緩和

25

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年●月●日）

【約款】

<変更前>

(新設)

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価<sup>※1</sup> × 契約容量

－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における  
控除額<sup>※2</sup>

－ 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的  
ペナルティ<sup>※3</sup>

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定  
価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨て  
して算定したもの

※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額  
の算定で円未満を切り捨て

※3：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および  
供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

5. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の  
対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、  
第2項の電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経  
過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容  
量に応じた加重平均により算定します。

この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%  
とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「支払額の減額」(10/13)

小売事業環境の激変緩和

26

#### 募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年●月●日）

【約款】

<変更前>

(新設)

【約款】

<変更後>

#### 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数は容量オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。
7. 電源等の経過年数に応じた控除および入札内容に応じた控除は、実需給期間が2029年度を最後に廃止します。
8. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。
9. 第4項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※1を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
- ※1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「支払額の減額」(11/13)

小売事業環境の激変緩和

27

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年●月●日）

【約款】

＜変更前＞

(新設)

【約款】

＜変更後＞

第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ  
本約款の第16条に示す実需給期間前の経済的ペナルティにつ  
いて、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、  
かつ契約電源が本附則第2条で示す容量確保契約金額の算出に  
関する経過措置の対象となる場合、第16条第1項第1号を以下  
に読み替えます。

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基  
づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科し  
ます。

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「支払額の減額」(12/13)

小売事業環境の激変緩和

28

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則（2021年●月●日）

【約款】

<変更前>

(新設)

【約款】

<変更後>

第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量※<sup>1</sup>を利用する場合

契約単価※<sup>2</sup> × (契約容量 × 経過措置控除係数)  
× 0.3%/日 × 調整不調の日数※<sup>3</sup>※<sup>4</sup>

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価※<sup>2</sup> × (契約容量 × 経過措置控除係数)  
× 0.6%/日 × 調整不調の日数※<sup>3</sup>※<sup>4</sup>

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍のペナルティを科す場合があります。



## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「支払額の減額」(13/13)

<補足>

小売事業環境の激変緩和

29

第49回制度検討作業部会資料より

### (参考) 激変緩和措置（減額方法の考え方）のイメージ

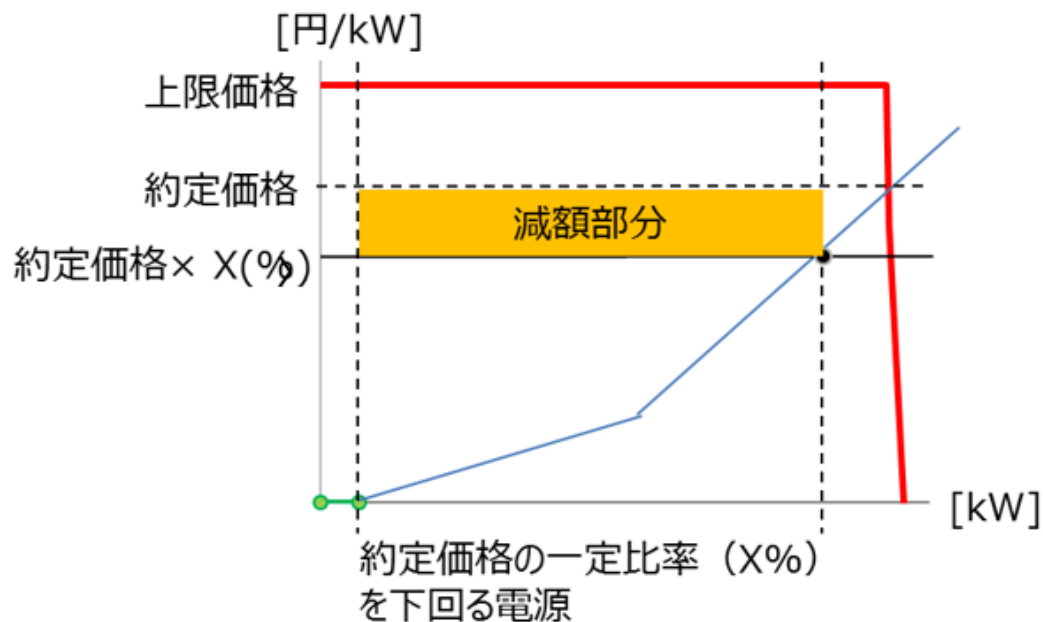
電源の経過年数  
に応じた減額

2010年度末以前に建設された電源に対する支払額を一定比率減額

入札内容に  
応じた減額



価格に応じた減額



#### 見直し検討案

##### ■ 公表方法

- 個別電源毎に参加事業者や落札情報について広く一般に公開する方法で、オークション直後から公表。
- 公表する情報は、事業者名（容量提供事業者名）、電源ID（応札単位の附番）、落札容量とする。

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 約定結果の公表方法として、メインオークションで落札された電源について、当該電源の容量提供事業者名、電源ID（応札単位の附番）、落札容量を公表するとした。【募集要綱】

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

##### 【募集要綱】

##### <変更前>

#### 4. 約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。

- エリア毎の約定総容量、約定価格および約定総額（マルチプライスでの約定分を除く）
- エリア毎のマルチプライスでの約定総容量および約定総額

##### 【募集要綱】

##### <変更後>

#### 4. 約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。

- エリア毎の約定総容量、約定価格および約定総額（マルチプライスでの約定分を除く）
- エリア毎のマルチプライスでの約定総容量および約定総額
- 落札電源毎の、当該電源の容量提供事業者名、電源ID（応札単位の附番（※））、落札容量  
※応札した電源等に対して、容量オークションごとに設定

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【約款】 第5章 一般条項

##### 【約款】

##### <変更前>

###### 第29条 守秘義務

本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容および その他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下、総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとしします。

(略)

(新設)

##### 【約款】

##### <変更後>

###### 第29条 守秘義務

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下、総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとしします。

(略)

⑥オークション募集要綱で公表するとした情報

### オークション結果の情報公開について

- これまでオークション結果の情報公開のあり方については、できるだけ透明性をもって対応していくという大きな方向性をもって、具体案を提示した上でご議論をいただいていた。
- 容量市場の全体に関する見直しの方向性についても議論が進み、目標調達量の調達方法については、追加オークションを開催する前提で調達することとして整理された。
- 情報公開のデメリットとして、休廃止に向けた関係者との調整について懸念されていたところであるが、メインオークションで非落札となった電源が必ずしも休廃止の判断に至るとは限らないと考えられ、また、追加オークションへの参加も考慮すると当該デメリットとされていた点は、一定程度、解消されたと考えられる。
- そのため、最終需要家を含めて非常に大きな関心もたれている中で、制度の理解を一層深めていく観点から、事業者名、電源ID（応札単位の附番\*）、落札容量という内容についてオークション結果として広く公表することとしてはどうか。

#### 情報公開のイメージ

| 参加事業者名   | 電源ID  | 落札容量 |
|----------|-------|------|
| 〇〇電力     | 00001 | 3万kW |
| △△電力     | 00002 | 5千kW |
| 〇〇風力株式会社 | 00003 | 2千kW |
| ⋮        | ⋮     | ⋮    |

※応札単位の附番：毎年度、落札した電源等に対して、応札単位ごとに附番を設定

#### 見直し検討案

##### ■ 対象の判断基準

- 非効率な石炭火力の対象範囲は、入札時点で定まっている設計効率を用いる。
- 非効率の基準については、超々臨界（USC）並みの設計効率42%以上／未滿を基準とする。
- 減額対象ではない発電所（設計効率42%以上）の設計効率とその証憑書類を広域機関に提出する。
- 証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とする。
- ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得る。

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 非効率石炭火力に対するリクワイアメントのため、石炭火力について、設計効率が42%以上であると登録する場合には、電源登録時に申請を行い、建設時の設計効率を確認できる書類の提出を求めることとした。【募集要綱】

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「石炭火力:対象の判断基準」(2/3)

35

カーボンニュートラルとの整合性確保

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第4章 参加登録

##### 【募集要綱】

##### <変更前>

##### 3. 電源等情報の登録

- (1) 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。

(略)

(新設)

##### 【募集要綱】

##### <変更後>

##### 3. 電源等情報の登録

- (1) 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。

(略)

また、2024年度のメインオークションにて参加登録された電源等情報のうち、電源区分が「安定電源」で、かつ主燃料が「石炭」のものは登録されませんので、新たに登録が必要となります。





## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所 主な変更内容「石炭火力:対象の判断基準」(3/3)

カーボンニュートラルとの整合性確保

36

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第4章 参加登録

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 3. 電源等情報の登録

- (5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。  
(略)

|                 |               |                                                                            |
|-----------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 電源等情報<br>(詳細情報) | 号機単位の名<br>称   | (提出書類なし)                                                                   |
|                 | 号機単位の所<br>所有者 | 電源の所有者が事業者情報と異なる<br>場合は、以下を提出<br>・容量オークションに係る取次に合<br>意したことが分かる書類           |
|                 | 系統コード         | (提出書類なし)                                                                   |
|                 | 電源種別の区<br>分   | ・発電事業届出書<br>・電気工作物変更届出書<br>・自家用電気工作物使用開始届出書<br>・特定自家用電気工作物接続届出書<br>のいずれか1点 |
|                 | 発電方式の区<br>分   | 「電源種別の区分」と同一書類                                                             |
|                 | 設備容量          | 「電源種別の区分」と同一書類                                                             |



#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 3. 電源等情報の登録

- (5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。  
(略)

|                 |               |                                                                                     |
|-----------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 電源等情報<br>(詳細情報) | 号機単位の名<br>称   | (提出書類なし)                                                                            |
|                 | 号機単位の所<br>所有者 | 電源の所有者が事業者情報と異なる<br>場合は、以下を提出<br>・容量オークションに係る取次に合<br>意したことが分かる書類                    |
|                 | 系統コード         | (提出書類なし)                                                                            |
|                 | 電源種別の区<br>分   | ・発電事業届出書<br>・電気工作物変更届出書<br>・自家用電気工作物使用開始届出書<br>・特定自家用電気工作物接続届出書<br>のいずれか1点          |
|                 | 発電方式の区<br>分   | ・「電源種別の区分」と同一書類<br>・ <u>石炭火力発電で設計効率が42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類</u><br>(※1) |
|                 | 設備容量          | 「電源種別の区分」と同一書類                                                                      |

※1: 証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とする。ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合（タービン/ボイラーを別メーカーから購入している場合等）は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。

#### 見直し検討案

##### ■ 減額の閾値、減額率

- 減額の閾値を設備利用率50%とし、設備利用率50%超の電源の減額率を20%とする。(2026年度以降の減額率については、石炭火力の稼働状況等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討する。)
- 設備利用率については、発電所のもつ定格出力のうち契約容量分(kW)を分母、TSOが把握しているメーター値(送電端kWh)を分子として算出された数値とする。
- 需給逼迫時のリクワイアメントに応じて稼働や市場応札等を行った場合は、需給逼迫時における発電量を控除して、設備利用率の算定を行う。
- 20%の減額を除した金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行う。

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 非効率石炭火力に対する新たな措置のため、一定の設計効率の石炭火力について、設備利用率のリクワイアメントの設定、及び一定の設備利用率により容量確保契約金額を減額するペナルティを設定することとした。【募集要綱】
- 非効率石炭火力に関する新たな措置の内容として、容量確保契約金額の算出、リクワイアメント、アセスメント、経済的ペナルティの詳細を記載した。【約款】

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(2/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

38

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第7章 契約条件

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

1. 容量確保契約金額  
(略)  
(新設)

#### 【募集要綱】

#### <変更後>

1. 容量確保契約金額  
(略)

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(3/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

39

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第7章 契約条件

【募集要綱】

<変更前>

(新設)

【募集要綱】

<変更後>

4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(4/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

40

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第7章 契約条件

【募集要綱】

＜変更前＞

(新設)

【募集要綱】

＜変更後＞

4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

4-2 実需給期間中

(2) アセスメント

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します

・年間設備利用率※1＝

$\frac{\{ \text{計量値 (送電端)} \} \times \text{※2} - \text{需給ひっ迫時の計量値 (送電端)} \times \text{※3}}{\text{※2, ※3}}$

$\div (\text{契約容量} \times \text{※4} \times 8,760 \text{時間} \times \text{※5})$

※1：％表記で小数点以下を切り上げ

※2：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します。

※3：前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象

※4：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します。

※5：対象実需給年度が366日となる場合、8,784時間とします。

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(5/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

41

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第7章 契約条件

【募集要綱】

<変更前>

(新設)

【募集要綱】

<変更後>

4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

4-2 実需給期間中

(3) ペナルティ

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します

なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求します

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%※

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(6/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

42

### 募集要綱・約款での記載

### 【約款】第2章 容量確保契約金額

#### 【約款】

#### <変更前>

第7条 容量確保契約金額の算定

(略)

(新設)

#### 【約款】

#### <変更後>

第7条 容量確保契約金額の算定

4. 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します



## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(7/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

43

募集要綱・約款での記載

【約款】第3章 権利および義務

【約款】

<変更前>

(新設)

【約款】

<変更後>

第17条 実需給期間中のリクワイアメント

① 電源等の区分が安定電源の場合

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源については実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(8/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

44

募集要綱・約款での記載

【約款】第3章 権利および義務

【約款】

＜変更前＞

(新設)

【約款】

＜変更後＞

第18条 実需給期間中のアセスメント

① 電源等の区分が安定電源の場合

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します

・年間設備利用率※1＝

{計量値（送電端）※2－需給ひっ迫時の計量値（送電端）※2,※3} ÷ (契約容量※4×8,760時間※5)

※1：%表記で小数点以下を切り上げ

※2：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します

※3：前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象

※4：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します

※5：対象実需給年度が366日となる場合は8,784時間とします

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(9/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

45

募集要綱・約款での記載

【約款】第3章 権利および義務

【約款】

＜変更前＞

(新設)

【約款】

＜変更後＞

第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

① 電源等の区分が安定電源の場合

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します

なお、経済的ペナルティは最後に交付する月の容量確保契約金額（各月）より減じます

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%※<sup>1</sup>

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(10/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

46

募集要綱・約款での記載

【約款】第3章 権利および義務

【約款】

<変更前>

(新設)

【約款】

<変更後>

第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

2. 第19条第1項第3号に示す実需給期間中の経済的ペナルティ（発動指令電源の場合）および第19条第1項第1号5に示す非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、前項第2号に示す月間上限額の対象外とします。



## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(11/12)

カーボンニュートラルとの整合性確保

47

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則 (2021年●月●日)

【約款】

<変更前>

(新設)

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※1を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」(12/12) <補足>

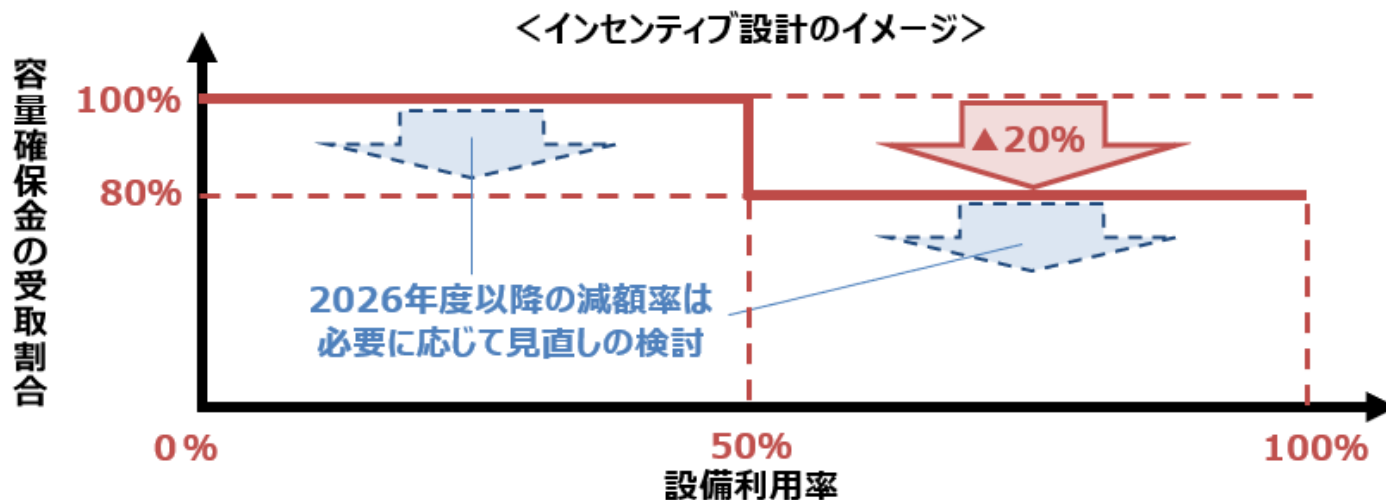
カーボンニュートラルとの整合性確保

48

第49回制度検討作業部会資料より

### 【参考】誘導措置におけるインセンティブ設計について（減額率）

- 前回の作業部会で、非効率石炭火力の具体的な容量確保金の減額幅については、  
①脱炭素化を進める観点からは強い稼働抑制を求められる一方、足許の供給力が必ずしも十分でないことを踏まえると、非効率石炭火力の過度な退出を招かないよう留意する必要があること  
②インセンティブ強化により退出した非効率石炭火力の再稼働は極めて困難であるが、非効率石炭火力の退出を促すため、インセンティブを段階的に強化すること  
という考えの下で定めていくこととした。
- このとき、足下の平均設備利用率67%から減額の閾値50%まで稼働抑制する場合、約20%分の稼働抑制（収入減少）が発生。その中でも、稼働抑制のインセンティブを付与する観点から、誘導措置においては、50%まで稼働抑制できない場合、20%分の容量確保金の減額措置を講じることが一案。
- 係る観点から、2025年度オークションにおいては、急激な減額による事業者の予見性喪失の緩和の観点も含めて、まずは設備利用率50%超の電源の減額率を20%として、2026年度以降の減額率については、石炭火力の稼働状況等も踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討することとしてはどうか。



## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

主な変更内容「FIPの扱い」(1/4)

その他

49

### 見直し検討案

#### ■ その他

- FIP電源は容量市場の参加対象外とする。

### 募集要綱・約款への反映内容

- FIP電源は、容量市場の参加対象外と扱うことを記載した。【募集要綱・約款】



#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第3章 募集概要

##### 【募集要綱】

##### <変更前>

##### 3. 募集内容

- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等  
(略)

オ 以下の電源は容量オークションに参加できません。

(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(略)

(新設)

##### 【募集要綱】

##### <変更後>

##### 3. 募集内容

- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等  
(略)

カ 以下の電源は容量オークションに参加できません。

(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(略)

(イ) FIP制度による買取期間が実需給年度と重なるFIP電源は、(ア)に準拠して扱います。なお、FIP電源の必要提出書類等については別途公表します。



#### 募集要綱・約款での記載

#### 【約款】 第12条 市場退出

##### 【約款】

##### <変更前>

###### 第12条 市場退出

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

- ⑩ 契約電源がFIT電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量

##### 【約款】

##### <変更後>

###### 第12条 市場退出

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

- ⑩ 契約電源がFIT またはFIP 電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量

## その他（FIP電源の扱い、NetCONEの算定方法）

### FIP電源の扱い

- FIP電源の扱いについては、2021年2月26日の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会とりまとめにおいて、以下のとおり整理が行われている。  
(再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会とりまとめ)
  - 容量市場と FIP 制度の双方からの kW 価値二重取り防止、及びシンプルな制度設計の観点から、FIP電源は、容量市場に参入可能な対象電源から除外することとした。
- FIT電源と同様の整理であり、これらを踏まえて、2021年度オークション（実需給2025年度）においては、FIP電源は容量市場の参加対象外としてオークションを実施する。

### NetCONEの算定方法

- 指標価格（Net CONE）については、予め定められた考え方に従い、最新の経済指標等の値を代入し、それ以外については、包括的な検証のタイミングを目途として、改めて検討を行うこととしてきた。
- 2021年度オークション（実需給年度2025年度）については、前年度末までに確定した最新の経済指標等を用いてNetCONEを算定することとする。

#### 見直し検討案

##### ■ その他

- 約定点において複数の同一価格の札が生じた場合の扱い（10/19検討会）
- 追加・減少処理における同一価格の札の約定処理方法（10/19検討会）
- 発動指令電源の0円入札による、同一価格の札の約定処理方法（10/19検討会）
- 需要曲線と供給曲線が交差しないケースの約定処理方法（10/19検討会）
- 「FIT電源等の期待容量」に織込む容量の扱い（応札なしバイオマス石炭混焼の扱い）（11/20検討会）
- 約定処理における供給信頼度（全国の供給信頼度、およびブロック構成）（11/20検討会）
- 約定処理における追加整理（供給信頼度が維持出来るのであれば、減少処理を実施）（11/20検討会）

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 前年度オークションの約定処理結果を踏まえた課題について、本検討会で整理した内容を募集要綱の落札電源の決定方法、約定価格の決定方法へ反映した。【募集要綱】

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 1. 落札電源の決定方法

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

イ 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から、落札電源を決定します。具体的には、需要曲線と交差する電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。なお、需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。また、需要曲線と交差する電源等が複数存在する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。（1 応札単位の電源等が部分約定されることはありません）

#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 1. 落札電源の決定方法

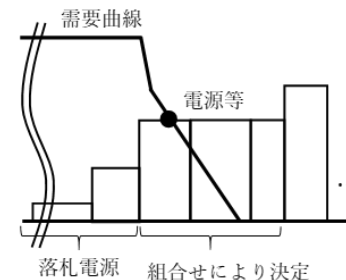
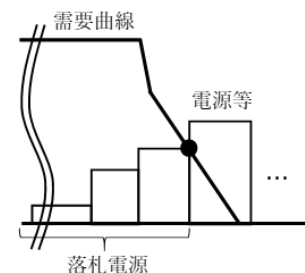
(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

イ 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から、落札電源を決定します。具体的には、需要曲線と交差する電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします（1 応札単位の電源等が部分約定されることはありません）。**ただし、①電源等の境界で交差する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。また、②同じ応札価格の電源等が複数存在し交差する場合は、交差する点を超えて落札する容量が最小となる組み合わせにより落札電源を決定します。それでもなお、最小となる組み合わせが複数存在する場合は、下記ウのシミュレーション結果により組み合わせを決定します。（シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。）**

①電源等の境界で交差する場合

②同じ価格の電源等が複数存在し交差する場合



なお、需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

第28回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

### 3. 約定点における同一価格の札の約定処理方法 (基本的な考え方)

- 同一価格の札の約定処理の対応として、需要曲線と供給曲線の設定の考え方を踏まえると、交点を超える容量を最小とすることが考えられるのではないか。
- 案②（クジ等のランダムな方法）、案②'（何らかの順序）については、最後に選択される電源の容量により、需要曲線の交点を超える容量が大きい場合が生じる。
- 案③（交点を超える容量を最小にするように約定）については、最小の組合せを確認して約定することから交点を超える容量を少なくする方法として妥当ではないか。
- ついては、**約定点の同一価格の札の約定処理の基本的な考え方として、案③の、交点を超える容量を最小にするように約定処理をすること**としてはどうか。

| 同一価格の際の対応手法              |                |
|--------------------------|----------------|
| ② クジ等のランダムな方法で交点を超えるまで約定 | 事業者による抽選       |
|                          | 広域機関による抽選      |
| ②' 何らかの順序で交点を超えるまで約定     | 供給信頼度の悪いエリア順   |
|                          | 登録の先着順         |
|                          | 応札容量の大きい順／小さい順 |
| ③ 交点を超える容量を最小にするように約定    | 最適組み合わせ        |

- なお、案③を採用した場合においても、さらに稀頻度ではあるが、最適な組合せが複数存在する場合があるため、次ページ以降で対応方法を検討を行う。



### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

#### 【募集要綱】

#### <変更前>

##### 1. 落札電源の決定方法

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの落札量から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」）をシミュレーションにより確認します。事前  
に設定した供給信頼度の基準（以下「供給信頼度基準」）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック※）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います。（詳細は以下（2）を参照）

※市場が分断していない複数のエリアの総称

エ (略)

(新設)

#### 【募集要綱】

#### <変更後>

##### 1. 落札電源の決定方法

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの落札量 (※1) から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」）をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度（以下「全国の供給信頼度」）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック※2）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います。（詳細は以下（2）を参照）

※1 FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要比で各エリアへ分配）および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量を含む

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称

エ (略)

なお、発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下a～cの順で同一価格の応札の約定処理を行います。

a. エリア需要の3%を超過していないエリア※は全て約定

b. エリア需要の3%を超過しているエリア※は、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ可能な容量を分配

c. エリア内の約定、未約定はランダムに選択

※市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断します。



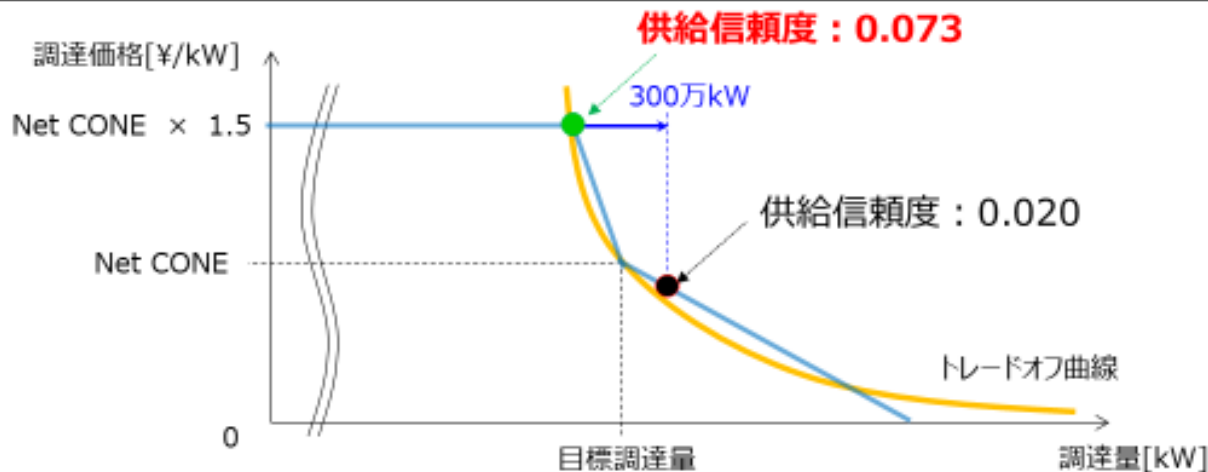
第29回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

### 5. 供給信頼度の考え方について (2 / 2)

- 需要曲線が調達コストと停電コストの和が最小となることを踏まえて設定されたことを考えると、**供給曲線と需要曲線の交点が遵守すべき全国の供給信頼度と考えられる**のではない。

(複数の電源が約定点で同一価格に並ぶ事象については、別途対策を講じることとしており、需要曲線の交点の近辺から大きくはずれないと考えられる。)

- また、調達量にもとづき、全国の供給信頼度を0.020であるとした場合、追加オークションや2年後の容量停止計画の調整の基準となることから、今後、現状以上に供給力を調達することとなり、追加的に小売負担が増加する可能性がある。
- 以上より、**供給曲線が需要曲線と交わる0.073の位置を全国の供給信頼度とする**ことが考えられるのではない。



第28回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

## 5. 発動指令電源の0円入札による、同一価格の札の約定処理方法

- 今年度のオークションでは、発動指令電源の札は、応札上限量に対して約9割の応札があった（0円以外の札を含む）。
  - 発動指令電源の0円の札が応札上限量を超えた場合について、現在の約定処理の仕組みでは未約定となり、同一価格札の約定方法の整理が行われていない。
    - 発動指令電源の応札上限量については、在り方等を含め、引き続き調整力等委員会で検討していく。
  - 発動指令電源の0円の札が応札上限量を超えた場合は、基本的な考え方としては、応札上限量の範囲で、可能な限り多くの量を約定させるものと考えられる。
  - 発動指令電源の札は、比較的容量が小さい札が多いこと、対象とする札の範囲がH3需要比の0～3%と広いことから最小となる組合せが非常に多く、最適な組合せも複数重なる可能性が高いことより、**下記①～③の順で約定処理を行う方法で、同一価格札を約定することとしてはどうか**※1・2。
- ① エリア需要の3%を超過していないエリアは全て約定※3
  - ② エリア需要の3%を超過しているエリアは、超過率が等しくなるようにエリアに分配※3
  - ③ エリア内の約定、未約定はランダムに選択

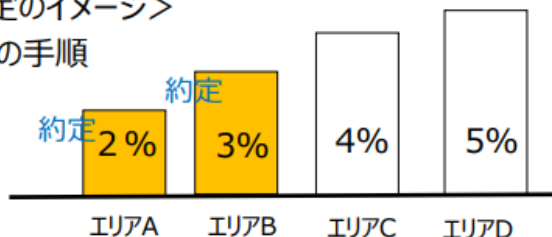
※1: 0円以外の同一価格札を約定する場合も、同様の対応方法を行う。

※2: 発動指令電源の上限容量に係る入替は、全国約定処理前に行うため、追加・減少処理時に入替は発生しない。

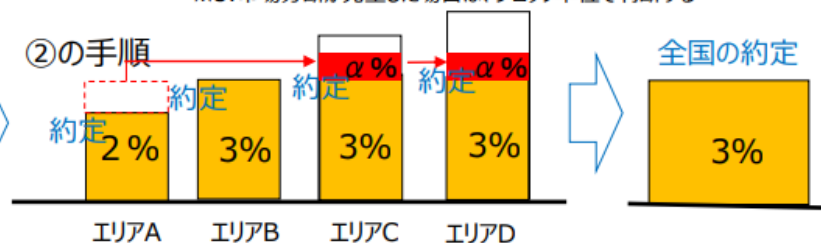
※3: 市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断する

<約定のイメージ>

①の手順



②の手順



#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

##### 【募集要綱】

##### <変更前>

##### 1. 落札電源の決定方法

(2) 市場が分断される場合の落札電源等の決定方法は以下のとおりとします。

ア 供給信頼度基準に対して供給力が不足するエリア（ブロック）は、そのエリア（ブロック）の落札しなかった電源等のうち、応札価格が低い電源等から順に、供給信頼度基準が満たされるまで追加します。供給信頼度基準を満たした時点で、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。なお、上記手順において、追加できる全ての電源等を追加しても供給信頼度基準を満たせない場合は、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

イ 供給信頼度基準に対して供給力が過剰となるエリア（ブロック）は、そのエリア（ブロック）の落札された電源等のうち、応札価格が高い電源等から順に、供給信頼度基準を満たす範囲内で減じていきます。減じた電源が上記アで追加した電源等の相当量となった時点で残った電源のうち、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

##### 【募集要綱】

##### <変更後>

##### 1. 落札電源の決定方法

(2) 市場が分断される場合の落札電源等の決定方法は以下のとおりとします。

ア 全国の供給信頼度に対して供給力が不足するエリア（ブロック）は、そのエリア（ブロック）の落札しなかった電源等のうち、応札価格が低い電源等から順に、不足するエリア（ブロック）の供給信頼度が全国の供給信頼度を満たすまで追加します。ただし、追加する電源が同一価格で複数存在する場合、供給信頼度のシミュレーション結果等により落札電源を決定します。（シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。）

全国の供給信頼度を満たした時点で、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。なお、上記手順において、追加できる全ての電源等を追加しても全国の供給信頼度を満たせない場合は、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

イ 全国の供給信頼度に対して供給力が充足するエリア（ブロック）は、そのエリア（ブロック）の落札された電源等のうち、応札価格が高い電源等から順に、全国の供給信頼度を満たす範囲内で減じていきます（ただし、上記アの追加できる全ての電源等を追加しても供給信頼度基準を満たせないエリアを除く）。減じた電源が上記アで追加した電源等の相当量となった時点で残った電源のうち、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「約定処理」(8/10)

<補足>

その他

60

第28回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

第29回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

#### 4. 追加・減少処理における同一価格の札の約定処理方法 (分断時の約定処理における対応方法)

11

- 約定処理のプロセスでは、全国市場での約定処理後、供給信頼度計算を行い市場分断処理を行う。
- 約定処理における「市場分断処理における不足ブロック」に対して供給力の追加処理、「市場分断処理における余剰ブロック」に対して供給力の減少処理を行うこととなり、全国約定処理時と同様の課題が発生する。

※なお、追加・減少処理では、追加・減少に必要な容量を事前に把握できないため、一回毎の追加・減少に対する供給信頼度の過不足により充足判定を行っている。

- 追加・減少処理時の順序設定は、以下の案が考えられる。

- 案1：供給信頼度の低いエリアを改善させる組合せを選択
- 案2：応札容量の小さい電源から約定（または減少）
- 案3：応札容量の大きい電源から約定（ " ）
- 案4：ランダムに選択

- 本件が生じる頻度は非常に少ないケースであるが、案2や案3とした場合は、電源固有の情報で約定が決まってしまうことから、公平性の観点より、**分断時の約定処理において同価格の応札が複数存在した場合には、案1の供給信頼度の低いエリアを改善させる組合せを選択すること**としてはどうか。

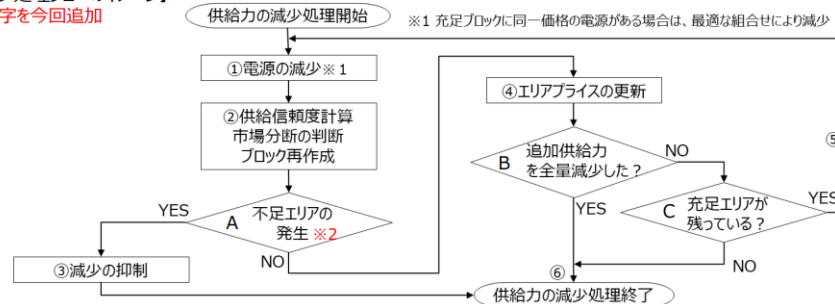
#### 8. 約定処理における追加整理 メインオークションの約定処理（減少処理）における課題と対応について

16

- 約定処理における減少処理は、以下の終了条件を満たすまで減少を繰り返すこととしている。
  - 電源の減少により不足エリアが発生した場合、当該電源は減少せずに終了（条件A）
  - 追加した容量と同等の電源を充足エリアから減少させる（条件B）
- 不足エリアに電源追加しても、なお、**不足エリアが残ったまま追加処理が終了した場合**、現状では条件Aにより処理が終了するため、「**充足エリア**」での**電源の減少処理が一切できない**こととなる。
- このような特異事例において、追加した容量と同等の電源を、「充足エリア（ブロック）」から減少させても**供給信頼度が維持出来るのであれば、減少処理を実施しても良いのではないか。**

【減少処理フローのイメージ】

赤字を今回追加



※2 供給力の追加処理後、新規に不足エリアが発生した場合

## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

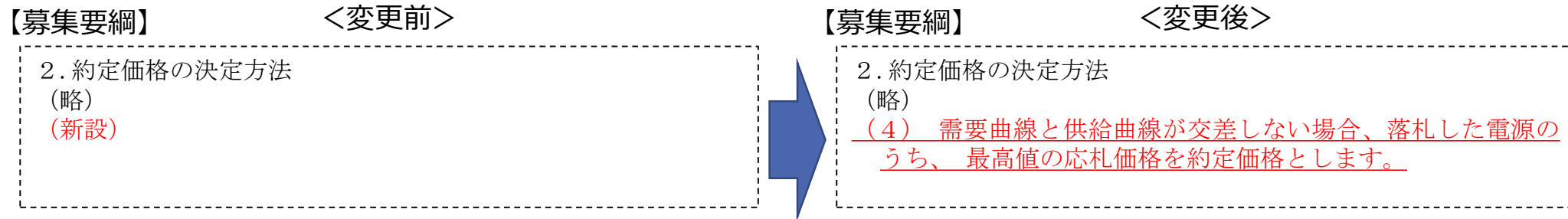
主な変更内容「約定処理」(9/10)

その他

61

### 募集要綱・約款での記載

### 【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法





## 2. 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所

### 主な変更内容「約定処理」(10/10)

<補足>

その他

62

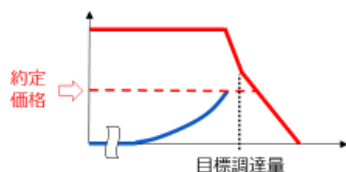
第28回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

#### 6. 需要曲線と供給曲線が交差しないケースの約定処理方法（1/2）

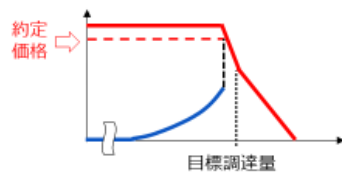
18

- 今年度のオークションでは、需要曲線と供給曲線が交差しないケースは生じていないものの、今後の応札状況によって、このようなケースも生じる可能性があると考えられる。
- 需要曲線と供給曲線が交差しないケースについては、現在の約定処理の仕組みでは、約定価格をどのように扱うか整理が行われていない。
- この場合の約定価格の扱いについては、以下の案が考えられる。
  - 案1：最高値の応札価格を約定価格とする
  - 案2：最高値の応札から上方に垂直な線を引き、需要曲線と交差する点を約定価格とする

<案1：最高値の応札価格>



<案2：最高値から上方伸長>



— 需要曲線 — 供給曲線 ※上限価格を超えた応札は供給曲線に含まれない

#### 6. 需要曲線と供給曲線が交差しないケースの約定処理方法（2/2）

19

- 容量市場の制度趣旨を踏まえると、供給力不足時に適正な価格シグナルを示すことは重要な役割と考える。
- 案1（応札価格の最高値）の場合は、供給力不足の場合において、供給力不足のない状況と同じ約定価格であり、供給力不足のシグナルが弱くなることが考えられる。
- 一方で、案2（供給曲線の最高値から上方へ伸長した価格）の場合は、発電事業者に対して必要以上の支払いが発生する（容量拠出金が増える）こととなる。
- 価格シグナルについては、約定結果による調達量の状況も公表すること、また応札する事業者としても、応札価格に応じた約定価格となることは合理的であることから、**案1の応札価格の最高値を約定価格とすること**としてはどうか。

|    |                                        | メリット                                       | デメリット                           |
|----|----------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------|
| 案1 | 応札価格の最高値を約定価格とする                       | 発電事業者は応札価格に応じた約定価格となる。容量拠出金額の総額が案2より小さくなる。 | 約定価格により、供給力不足の価格シグナルを示すことができない。 |
| 案2 | 供給曲線の最高値から上方へ伸長し、需要曲線と交わったところを、約定価格とする | 約定価格により、供給力不足の価格シグナルを示すことができる。             | 容量拠出金額の総額が案1より大きくなる。            |

- 「容量確保契約約款」の案については、「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所に加えて、記載内容の明確化や募集要綱と整合を取るための変更を行っています。2020年6月に施行したものからの変更箇所は次ページ以降のとおりです。



## 約款での記載

## 【約款】 目次

【約款】 <2020年6月 施行>

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 目次                             |  |
| 第1章 総則                         |  |
| 第1条 適用                         |  |
| 第2条 約款の変更                      |  |
| 第3条 定義                         |  |
| 第4条 契約期間                       |  |
| 第5条 単位および端数処理                  |  |
| 第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催     |  |
| 第2章 容量確保契約金額                   |  |
| 第7条 容量確保契約金額の算定                |  |
| <u>第8条 各月の容量確保契約金額の支払額</u>     |  |
| 第3章 権利および義務                    |  |
| 第9条 需給バランス評価                   |  |
| 第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い         |  |
| 第11条 電源等差替                     |  |
| 第12条 市場退出                      |  |
| <u>第13条 リクワイアメント</u>           |  |
| <u>第14条 アセスメント</u>             |  |
| <u>第15条 市場退出の場合のペナルティ</u>      |  |
| <u>第16条 安定電源に対する経済的ペナルティ</u>   |  |
| <u>第17条 変動電源に対する経済的ペナルティ</u>   |  |
| <u>第18条 発動指令電源に対する経済的ペナルティ</u> |  |
| <u>第19条 経済的ペナルティの上限</u>        |  |
| <u>第20条 経済的ペナルティの徴収</u>        |  |
| 第21条 金員の移動                     |  |
| 第22条 容量確保契約金額の精算               |  |
| 第23条 不可抗力が生じた場合の特則             |  |
| 第24条 参入ペナルティ                   |  |

【約款】 <2021年X月 変更>

|                                |                                         |
|--------------------------------|-----------------------------------------|
| 目次                             |                                         |
| 第1章 総則                         |                                         |
| 第1条 適用                         |                                         |
| 第2条 約款の変更                      |                                         |
| 第3条 定義                         |                                         |
| 第4条 契約期間                       |                                         |
| 第5条 単位および端数処理                  |                                         |
| 第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催     |                                         |
| 第2章 容量確保契約金額                   |                                         |
| 第7条 容量確保契約金額の算定                |                                         |
| <u>第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求</u>   | 条項名に記載内容を反映                             |
| 第3章 権利および義務                    |                                         |
| 第9条 需給バランス評価                   |                                         |
| 第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い         |                                         |
| 第11条 電源等差替                     |                                         |
| 第12条 市場退出                      |                                         |
| <u>第13条 市場退出時の経済的ペナルティ</u>     | 市場退出の条項を整理                              |
| <u>第14条 実需給期間前のリクワイアメント</u>    |                                         |
| <u>第15条 実需給期間前のアセスメント</u>      |                                         |
| <u>第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ</u>    |                                         |
| <u>第17条 実需給期間中のリクワイアメント</u>    |                                         |
| <u>第18条 実需給期間中のアセスメント</u>      |                                         |
| <u>第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ</u>    |                                         |
| <u>第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限</u> | リクワイアメント・アセスメント・経済的ペナルティの内容を実需給期間前/後で整理 |
| 第21条 金員の移動                     |                                         |
| 第22条 容量確保契約金額の精算               |                                         |
| 第23条 不可抗力が生じた場合の特則             |                                         |
| 第24条 参入ペナルティ                   |                                         |

## 約款での記載

## 【約款】 目次

### 【約款】 <2020年6月 施行>

|                                     |
|-------------------------------------|
| 目次                                  |
| 第4章 契約の変更等                          |
| 第25条 契約の変更                          |
| 第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡               |
| 第27条 契約の解除                          |
| 第5章 一般条項                            |
| 第28条 免責                             |
| 第29条 守秘義務                           |
| 第30条 個人情報の取扱い                       |
| 第31条 反社会的勢力との関係排除                   |
| 第32条 準拠法                            |
| 第33条 合意管轄裁判所                        |
| 第34条 誠実協議                           |
| 附則（2020年6月30日）                      |
| 第1条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出<br>（新設） |

別添 用語の定義

### 【約款】 <2021年X月 変更>

|                                 |
|---------------------------------|
| 目次                              |
| 第4章 契約の変更等                      |
| 第25条 契約の変更                      |
| 第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡           |
| 第27条 契約の解除                      |
| 第5章 一般条項                        |
| 第28条 免責                         |
| 第29条 守秘義務                       |
| 第30条 個人情報の取扱い                   |
| 第31条 反社会的勢力との関係排除               |
| 第32条 準拠法                        |
| 第33条 合意管轄裁判所                    |
| 第34条 誠実協議                       |
| 附則（2020年6月30日）                  |
| 第1条 適用対象                        |
| 第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出     |
| 第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ |
| 附則（2021年●月●日）                   |
| 第1条 適用対象                        |
| 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置         |
| 第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ     |
| 別紙 ベースラインの算定方法                  |
| 別添 用語の定義                        |

「附則（2021年●月●日）」の追加、記載内容の明確化、並びにそれらに伴う変更

#### 約款での記載

#### 【約款】 第1章 総則

##### 【約款】 <2020年6月 施行>

- 第1条 適用  
(略)
2. 本機関と本契約を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 容量確保契約（以下「本契約」という）は、容量確保契約書（契約書別紙を含む）および本約款で構成されるものとします。



##### 【約款】 <2021年X月 変更>

- 第1条 適用  
(略)
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む）および本約款で構成されるものとします。

#### 約款での記載

#### 【約款】 第1章 総則

【約款】 <2020年6月 施行>

第5条 単位および端数処理

1. (略)

③価格その他の金額について

価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます



【約款】 <2021年X月 変更>

第5条 単位および端数処理

1. (略)

③価格その他の金額について

特段の記載が無い限り、消費税等相当額を含みません

また、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます

#### 約款での記載

#### 【約款】 第1章 総則

##### 【約款】 <2020年6月 施行>

第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催

1. (略)

①調達オークション

メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で電源等を募集するオークション

②リリースオークション

メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本契約に定められた容量を売却する電源等を募集するオークション

##### 【約款】 <2021年X月 変更>

第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催

1. (略)

①調達オークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークション

②リリースオークション

必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した本契約に定められた容量を売却する容量提供事業者を募集するオークション

#### 約款での記載

#### 【約款】 第2章 容量確保契約金額

【約款】 <2020年6月 施行>

第7条 容量確保契約金額の算定

1. (略)

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均して算定したもの

【約款】 <2021年X月 変更>

第7条 容量確保契約金額の算定

1. (略)

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

#### 約款での記載

#### 【約款】 第2章 容量確保契約金額

【約款】 <2020年6月 施行>

第7条 容量確保契約金額の算定  
(略)  
(新設)



【約款】 <2021年X月 変更>

第7条 容量確保契約金額の算定  
(略)

3. 第1項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。



#### 約款での記載

#### 【約款】 第2章 容量確保契約金額

##### 【約款】

＜2020年6月 施行＞

##### 第8条 各月の容量確保契約金額の支払額

本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額を12で除した金額（以下「交付金額」という）を支払うものとします。ただし、最終月の支払金額は、容量確保契約金額から、それまでの既払額を控除した金額とします。

##### 【約款】

＜2021年X月 変更＞

##### 第8条 各月の容量確保契約金額の支払額

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティおよび第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

【約款】 <2020年6月 施行>

第11条 電源等差替  
(略)

2. 前項の電源等差替を行うにあたっては、別途本機関が定める  
差替要領に従うものとします。

【約款】 <2021年X月 変更>

第11条 電源等差替  
(略)

2. 前項の電源等差替を行うにあたっては、別途本機関が定める  
容量市場業務マニュアルに従うものとします。



#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

【約款】 <2020年6月 施行>

第12条 市場退出

1. (略)

- ③ オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合または提出した情報~~が~~不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量

【約款】 <2021年X月 変更>

第12条 市場退出

1. (略)

- ③ オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合または提出した情報~~に~~  
不備・不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量

## 約款での記載

## 【約款】 第3章 権利および義務

### 【約款】 <2020年6月 施行>

#### 第15条 市場退出の場合のペナルティ

##### 1. (略)

①市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合

経済的ペナルティ =

市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 5%

②市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

経済的ペナルティ =

市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 10%

##### 2. (略)

③調達オークションが開催され、調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格×105%未満となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額－市場退出した電源等の容量 × (調達オークションの約定価格－メインオークションの約定価格)

### 【約款】 <2021年X月 変更>

#### 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

##### 1. (略)

①市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合

経済的ペナルティ※1 =

市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 5%

②市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

経済的ペナルティ※1 =

市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 10%

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

##### 2. (略)

③調達オークションが開催され、調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格×105%未満となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額－市場退出した電源等の容量 × (調達オークションの約定価格－メインオークションの約定価格)

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

#### 【約款】 <2020年6月 施行>

##### 第13条 リクワイアメント

(略)

##### ①電源等の区分が安定電源の場合

###### (1) 容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

※対象となる容量停止計画：定期補修および中間補修

(略)

##### ②電源等の区分が変動電源の場合

###### (1) 容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号は変動電源（アグリゲート）は対象外とします

※対象となる容量停止計画：定期補修および中間補修

##### ③電源等の区分が発動指令電源の場合

###### (1) 実効性テスト結果等の提出

#### 【約款】 <2021年X月 変更>

##### 第14条 実需給期間前のリクワイアメント

(略)

##### ①電源等の区分が安定電源の場合

###### (1) 容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

(略)

##### ②電源等の区分が変動電源の場合

###### (1) 容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

##### ③電源等の区分が発動指令電源の場合

###### (1) 実効性テスト結果等

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

##### 【約款】 <2020年6月 施行>

###### 第14条 アセスメント (略)

###### ②電源等の区分が変動電源の場合

###### (1) 容量停止計画の調整

(略)

ただし、本号は変動電源（アグリゲート）は対象外とします  
(略)

###### ③電源等の区分が発動指令電源の場合

###### (1) 実効性テスト結果等の提出

(略)

なお、実効性テストの評価は、次号(2)と同じ方法によります

##### 【約款】 <2021年X月 変更>

###### 第15条 実需給期間前のアセスメント (略)

###### ②電源等の区分が変動電源の場合

###### (1) 容量停止計画の調整

(略)

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

###### ③電源等の区分が発動指令電源の場合

###### (1) 実効性テスト結果等

(略)

なお、実効性テストの評価は、第18条第1項3号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を3で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの最終結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

##### 【約款】 <2020年6月 施行>

###### 第14条 アセスメント

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。
- ①本機関は、前項に基づくアセスメントの結果を月ごとにとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
- ②容量提供事業者は、前号の通知内容に疑義がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。

##### 【約款】 <2021年X月 変更>

###### 第15条 実需給期間前のアセスメント

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。
- ①本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
- ②容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。



## 約款での記載

## 【約款】 第3章 権利および義務

### 【約款】 <2020年6月 施行>

第16条 安定電源に対する経済的ペナルティ

第17条 変動電源に対する経済的ペナルティ

(略)

#### ①容量計画停止の調整に関するペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整できなかった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

追加設備量※を利用する場合：0.3%/日

供給信頼度確保へ影響を与える場合：0.6%/日

※電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

### 【約款】 <2021年X月 変更>

第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

(略)

①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量※<sup>1</sup>を利用する場合

契約単価※<sup>2</sup> × 契約容量 × 0.3%/日 × 調整不調の日数※<sup>3</sup>※<sup>4</sup>

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価※<sup>2</sup> × 契約容量 × 0.6%/日 × 調整不調の日数※<sup>3</sup>※<sup>4</sup>

※<sup>1</sup>：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※<sup>2</sup>：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てて算定したもの

※<sup>3</sup>：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※<sup>4</sup>：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

## 約款での記載

## 【約款】 第3章 権利および義務

### 【約款】 <2020年6月 施行>

第18条 発動指令電源に対する経済的ペナルティ  
(略)

#### ①実効性テスト結果等の提出に関するペナルティ

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います

i 実効性テスト結果等を提出しない場合、または実効性テスト結果が1,000kW未満の場合

契約容量の全てを、第12条に示す市場退出とし、第15条に示す市場退出のペナルティを科します

ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合

(契約容量 - 実効性テスト結果等)に相当する、契約電源の一部の容量を第13条に示す市場退出とし、第15条に示す市場退出のペナルティを科します

### 【約款】 <2021年X月 変更>

第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ  
(略)

#### ③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1)実効性テスト結果等

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います

i 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合

契約容量の全てを、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合

実効性テスト未達成量に相当する、契約容量の一部を第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

##### 【約款】 <2020年6月 施行>

###### 第13条 リクワイアメント

(略)

###### ①電源等の区分が安定電源の場合

###### (2) 供給力の維持

(略)

ただし、容量停止計画を提出する場合は、180日相当を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

###### (3) 発電余力の市場応札

実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に応札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に**応札**する量を減少できるものとします

- i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に**応札**可能な市場が存在しない場合

(略)

###### ②電源等の区分が変動電源の場合

###### (2) 供給力の維持

(略)

ただし、容量停止計画を提出する場合は、180日相当を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

##### 【約款】 <2021年X月 変更>

###### 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

(略)

###### ①電源等の区分が安定電源の場合

###### (1) 供給力の維持

(略)

ただし、容量停止計画を提出する場合は、**8,640コマ**（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

###### (2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に**入札**する量を減少できるものとします

- i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に**入札**可能な市場が存在しない場合

(略)

###### ②電源等の区分が変動電源の場合

###### (1) 供給力の維持

(略)

ただし、容量停止計画を提出する場合は、**8,640コマ**（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

##### 【約款】 <2020年6月 施行>

###### 第14条 アセスメント

(略)

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(3) 発電余力の市場応札

容量停止計画が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に**応**札しているか確認します

(略)

・リクワイアメント未達成量※<sup>1</sup>

= 発電余力 - 卸電力取引所等に**応**札した容量※<sup>2</sup>

##### 【約款】 <2021年X月 変更>

###### 第18条 実需給期間中のアセスメント

(略)

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に**入**札しているか確認します

(略)

・リクワイアメント未達成量※<sup>1</sup>

= 発電余力 - 卸電力取引所等に**入**札した容量※<sup>2</sup>

## 約款での記載

## 【約款】 第3章 権利および義務

### 【約款】 <2020年6月 施行>

#### 第14条 アセスメント

(略)

#### ③電源等の区分が発動指令電源の場合

(略)

#### (2) 発動指令への対応

(略)

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への~~込~~札を通じて、適切に供給力を提供することとします

(略)

・リクワイアメント未達成量※3 = アセスメント対象容量 × コマごとの未達成率の平均値

(略)

※2：需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います

(略)

なお、本項に示す発動指令電源の発動実績は、以下の各号に示すベースラインに基づき、算定するものとします（実効性テストおよび実効性テストの最終結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様）

#### i 需要抑制の場合

2019年4月1日付「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」の「反応時間・持続時間が比較的長いDRのベースライン」における標準ベースラインに基づいたもの

#### ii 電源の場合

ベースラインは零とします

### 【約款】 <2021年X月 変更>

#### 第18条 実需給期間中のアセスメント

(略)

#### ③電源等の区分が発動指令電源の場合

#### (1) 発動指令への対応

(略)

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への~~入~~札を通じて、適切に供給力を提供することとします

(略)

・コマごとのリクワイアメント未達成量※3

= アセスメント対象容量 × コマごとの未達成率

(略)

※2：需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います （別紙「ベースラインの算定方法」によります）

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

##### 【約款】 <2020年6月 施行>

###### 第14条 アセスメント

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。
- ①本機関は、前項に基づくアセスメントの結果を月ごとにとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
  - ②容量提供事業者は、前号の通知内容に疑義がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。



##### 【約款】 <2021年X月 変更>

###### 第18条 実需給期間中のアセスメント

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。
- ①本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
  - ②容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

#### 【約款】 <2020年6月 施行>

第16条 安定電源に対する経済的ペナルティ  
(略)

②供給力の維持に関するペナルティ  
(略)

③発電余力の市場応札  
需給ひっ迫のおそれがある時に卸電力取引所等に~~応~~札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します  
(略)

ペナルティレート  
= 容量確保契約金額 / 契約容量 × Z※

(略)  
④電気の供給指示への対応  
(略)

ペナルティレート  
= 容量確保契約金額 / 契約容量 × Z※

#### 【約款】 <2021年X月 変更>

第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ  
(略)

①電源等の区分が安定電源の場合  
(1)供給力の維持  
(略)

(2)発電余力の卸電力取引所等への入札  
需給ひっ迫のおそれがある時に卸電力取引所等に~~入~~札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します  
(略)

ペナルティレート  
= 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

(略)  
(3)電気の供給指示への対応  
(略)

ペナルティレート  
= 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)



#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

##### 【約款】 <2020年6月 施行>

第17条 変動電源に対する経済的ペナルティ  
(略)

②供給力の維持に関するペナルティ

(1) 変動電源（単独）の場合  
(略)

(2) 変動電源（アグリゲート）の場合  
(略)

2. 前項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第20条に基づき徴収します。

##### 【約款】 <2021年X月 変更>

第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ  
(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

(略)

ii 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

(略)

2. 前項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第8条に示す容量確保契約金額（各月）の算定時に反映します。

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

##### 【約款】 <2020年6月 施行>

###### 第19条 経済的ペナルティの上限

第16条と第17条に示す経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

①年間上限額：年間の容量確保契約金額 × 110%

②月間上限額：年間の容量確保契約金額 × 18.3%

(新設)

##### 【約款】 <2021年X月 変更>

###### 第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

1. 第19条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

①年間上限額：容量確保契約金額 × 110%

②月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%

(略)

3. 容量確保契約金額および第19条に示す経済的ペナルティは消費税相当額の課税対象となります。ただし、第1項第1号に示す年間上限額について、容量確保契約金額を超過する部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）として扱います。

## 約款での記載

## 【約款】 第3章 権利および義務

### 【約款】 <2020年6月 施行>

#### 第22条 容量確保契約金額の精算

容量確保契約金額の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ① 本機関より、容量提供事業者に対して 交付 金額、徴収 金額およびその根拠を通知します
- ② 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に 疑義 がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、交付 金額または 徴収 金額を再度算定し、その結果を容量提供事業者に通知します

(新設)

- ④ 第2号の 疑義 が無い場合または前号により交付金額または徴収金額が確定した後、第8条または第20条に示す期日までに、第21条に基づき金員の移動をおこないます

(新設)

### 【約款】 <2021年X月 変更>

#### 第22条 容量確保契約金額の精算

容量確保契約金額の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ① 本機関より、容量提供事業者に対して 支払 金額、請求 金額等およびその根拠を通知します
- ② 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に 異議 がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払 金額または 請求 金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に 再度 通知します
- ④ 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申し立ての手続きが完了するまで、第2号、第3号に示す内容を繰り返します
- ⑤ 第2号の 異議 が無い場合または前号の手続きが完了した場合、第8条に示す期日までに、第21条に基づき金員の移動を行います
- ⑥ 請求金額が第8条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額等を行います

#### 約款での記載

#### 【約款】 第3章 権利および義務

##### 【約款】

<2020年6月 施行>

第23条 不可抗力が生じた場合の特則

1. 第13条から第18条にかかわらず、（略）  
（第15条に示す市場退出のペナルティは除く）



##### 【約款】

<2021年X月 変更>

第23条 不可抗力が生じた場合の特則

1. 第13条から第19条にかかわらず、（略）  
（第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティは除く）

#### 約款での記載

#### 【約款】 第4章 契約の変更等

【約款】 <2020年6月 施行>

第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡  
(略)  
2. (略)



【約款】 <2021年X月 変更>

第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡  
(略)  
2. (略)

なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所  
あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容  
量提供事業者の間で協議するものとします。

#### 約款での記載

#### 【約款】 第4章 契約の変更等

【約款】 <2020年6月 施行>

第27条 契約の解除  
(略)

3. 前2項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量を第12条に示す市場退出とし、第15条に示す市場退出のペナルティを科します。

【約款】 <2021年X月 変更>

第27条 契約の解除  
(略)

3. 前2項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量を第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

#### 約款での記載

#### 【約款】 第5章 一般条項

【約款】 <2020年6月 施行>

第29条 守秘義務

1. (略)

⑤ 法令に従い行政機関または司法機関により開示を要求されたもの

【約款】 <2021年X月 変更>

第29条 守秘義務

1. (略)

⑤ 法令に従い行政機関または司法機関により開示を要求されたもの、または電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したもの



#### 約款での記載

【約款】 附則（2020年6月30日）

【約款】 <2020年6月 施行>

(新設)

【約款】 <2021年X月 変更>

第1条 適用対象

本附則は対象実需給期間が2024年度の容量確保契約に適用するものとします。

## 約款での記載

## 【約款】 附則（2020年6月30日）

### 【約款】 <2020年6月 施行>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出  
(略)  
容量確保契約金額  
＝ 契約単価<sup>※1</sup> × 経過措置係数 × 契約容量  
－ 第16条、第17条に基づき調整不調電源に科される経済的  
ペナルティ<sup>※2</sup>

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約  
定価格を落札容量により加重平均して算定したもの  
(略)

2. 控除率は、以下のとおりとします。  
実需給期間が2024年度・・・42%  
実需給期間が2025年度・・・35%  
実需給期間が2026年度・・・28%  
実需給期間が2027年度・・・21%  
実需給期間が2028年度・・・14%  
実需給期間が2029年度・・・7%

(略)

5. 控除率は、実需給期間が2029年度を最後に廃止します。

### 【約款】 <2021年X月 変更>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出  
(略)  
容量確保契約金額  
＝ 契約単価<sup>※1</sup> × 契約容量  
－ 経過措置控除額  
－ 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペ  
ナルティ<sup>※2</sup>

経過措置控除額  
＝ 契約単価<sup>※1</sup> × {契約容量 × (1－経過措置係数)} <sup>※3</sup>

(略)

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの  
約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り  
捨てて算定したもの

(略)

※3：（契約容量 × (1－経過措置係数) の算定時に小数点以  
下を切り捨て

2. 控除率は、以下のとおりとします。  
実需給期間が2024年度・・・42%  
(略)

5. (削除)

#### 約款での記載

#### 【約款】 附則（2020年6月30日）

#### 【約款】

<2020年6月 施行>

(新設)

#### 【約款】

<2021年X月 変更>

第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ  
 本約款の第16条に示す実需給期間前の経済的ペナルティについて、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が経過措置対象電源の場合、第16条第1項第1号を以下に読み替えます。  
 本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量※1を利用する場合

契約単価※2 × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.3%/日 × 調整不調の日数※3※4

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価※2 × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.6%/日 × 調整不調の日数※3※4

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍のペナルティを科す場合があります。

#### 約款での記載

【約款】 附則（2021年●月●日）

【約款】 <2020年6月 施行>

(新設)

【約款】 <2021年X月 変更>

第1条 適用対象

本附則は対象実需給年度が2025年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

## 約款での記載

## 【約款】 別紙 ベースラインの算定方法

【約款】 <2020年6月 施行>

(新設)

【約款】 <2021年X月 変更>

### ベースラインの算定方法

#### 1. 需要抑制 (DR) の場合

① 次に掲げる需要データの30分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR実施日の直近5日間 (DR実施日当日を含まない) のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間 (High 4 of 5) の需要データ。

なお、直近5日間において、DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR実施日から最も速い1日を除き、残りの4日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近5日間から除外するものとする。その際、当該母数が5日間となるよう、DR実施日から過去30日以内 (平日) で更に日を遡るものとする※。(下図参照)

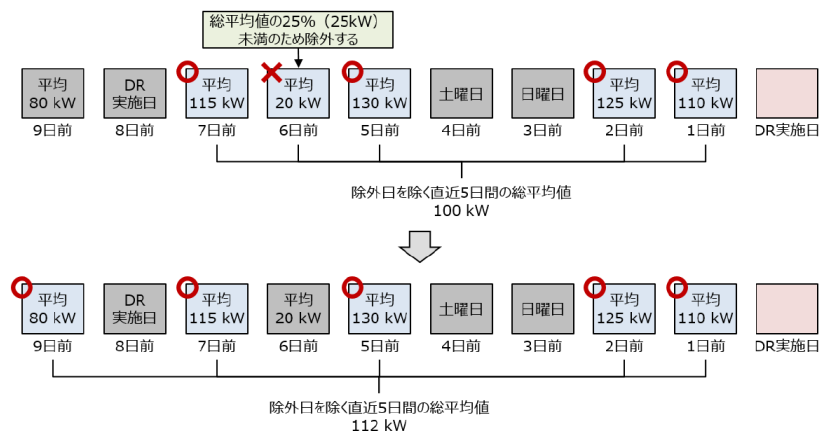
(1) 土曜日・日曜日・祝日

(2) 過去のDR実施日

(3) DR実施時間帯における需要量の平均値が、直近5日間のDR実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満の場合、当該日

※母数となる需要量に関するデータが4日分しかない場合には、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとする

また、4日分に満たない場合には、4日間となるよう、DR実施日から過去30日以内のDR実施日のうち、DR実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとする



#### 約款での記載

#### 【約款】 別紙 ベースラインの算定方法

【約款】 <2020年6月 施行>

(新設)

【約款】 <2021年X月 変更>

ベースラインの算定方法

② DR実施時間の5時間前から2時間前※までの30分単位の6コマについて、  
「(DR実施日当日の需要量) - (上記①の算出方法により算出された  
値)」の平均値を算出する。

※対象実需給年度が2024年度の場合は、4時間前から1時間前とする。

③ 上記①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記  
②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、算出  
されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯の  
ベースラインを零に補正することとする。なお、逆潮流の実績がある場合  
はこの限りではない。

2. 発電(逆潮流)の場合

ベースラインは零とする。

#### 約款での記載

#### 【約款】 別紙 用語の定義

【約款】 <2020年6月 施行>

用語の定義  
(新設)

【約款】 <2021年X月 変更>

用語の定義

電源等の経過年数に応じた控除

： 契約電源が2010年度末までに建設された電源を対象とした容量確保計画金額の控除

入札内容に応じた控除

： メインオークション応札時の応札価格が、約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源を対象とした容量確保契約金額の控除

電源等の経過年数に応じた控除率

： 経過年数に応じた経過措置の対象について容量確保契約金額を控除するために定める比率

入札内容に応じた控除額係数

： 入札内容に応じた経過措置の対象について控除後の容量確保契約金額を算定するために定める係数

経過措置控除係数

： 経過年数に応じた控除額と入札内容に応じた控除額を差し引いた後の容量確保契約金額を算定するために定める係数

消費税等相当額

： 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額